

( 2 - 1 - 2 - 0 0 3 )

# 成安造形大学自己点検評価・第三者評価 規程

平成22年9月24日制定

(目的)

第1条 この規程は、成安造形大学学則（以下、「学則」という。）第1条の2の定めに基づき、成安造形大学（以下、「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、本学の目的ならびに社会的使命を達成するために実施する教育活動等に関する自己点検・評価に関する事項ならびに第三者評価に関する事項について定めることを目的とする。

(自己点検・評価委員会)

第2条 第1条の目的を達成し、また、第3条の職務を遂行するため、学則第8条の定めに基づき、本学に自己点検評価・第三者評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(自己点検・評価項目)

第2条の2 自己点検・評価項目は、別表のとおりとする。

(職務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 第2条の2に定める自己点検・評価項目に基づいて、学内の各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立った本学の教育研究及び管理運営等の状況に関する自己点検・評価の実施に関すること
- (2) 第三者評価に関すること

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教務委員長
- (5) 事務局長
- (6) 主管
- (7) 社会貢献部門主査
- (8) 専務理事

(9) 法人本部長

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。  
3 委員長に支障があるときは、あらかじめ指名された副学長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の職能)

第7条 委員会は、次の事項について協議し、これを実施する。

- (1) 自己点検・評価項目の改訂に関する事項
  - (2) 資料の収集及び分析に関する事項
  - (3) 学内の各機関に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認に関する事項
  - (4) 収集した資料及び提出された報告事項の確認に関する事項
  - (5) 報告書の作成に関する事項
  - (6) 自己点検・評価のための調査研究に関する事項
  - (7) 第三者評価に関する事項
  - (8) その他自己点検・評価ならびに第三者評価の実施に関して必要な事項
- 2 委員会は、前項第2号に規定する資料の収集のため、関係する機関に対して協力を求めることができる。
- 3 委員長は、第1項第7号に定める第三者評価の実施に際して、別に準備委員会等の組織を設置することができる。

(実施ならびに結果の公表)

第8条 委員会は、自己点検・評価を毎年実施し、結果について毎年報告書を作成するものとする。

- 2 委員長は、前項で取りまとめた報告書を理事長に報告した上でこれを公表するものとする。

(事務)

第9条 自己点検・評価ならびに第三者評価の実施及び委員会に関する事務は、総務部門がこれを行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年9月24日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、自己点検委員会は廃止する。
- 3 第4条第1項の定めに関わらず、平成22年度については、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月19日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月24日から改正施行する。